

大会（練習等）における受動喫煙防止について

望まない受動喫煙の防止を目的とする改正健康増進法が平成 30 年（2018 年）7 月に成立したことを受けて、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日より、屋内禁煙が全面施行されることとなりました。

大会運営者は、競技会場内の望まない受動喫煙防止を徹底し、喫煙者のマナー向上への啓発活動と、特に子どもたちの受動喫煙被害を避けるための環境整備を行っていくとともに、大会参加者においては受動喫煙防止のための取組に御理解と御協力をいただく必要があります。

つきましては、以下の点に留意していただきますようお願いいたします。

1 対象施設においては基本ルールを守りましょう。

- ① 受動喫煙対策が必要な施設は、「2 人以上の人が同時に、または入れ替わり利用する施設」であり、利用施設の多くが対象となります。

【例】学校、病院、児童福祉施設等、行政機関

- ② 基本ルールを守りましょう。

ア) 設置された喫煙場所以外の屋内の場所はすべて禁煙エリアです。

イ) 禁煙エリア内は、加熱式たばこの使用も禁止されます。

ウ) 市町村の条例により罰則が適用される場合もあります。

エ) 屋外や路上でも、望まない受動喫煙を生じさせないよう喫煙場所の設置への配慮が必要です。

【具体例】

○ 特に、子ども、妊婦、病人等がいる場所では喫煙できません。

○ 主催者は、喫煙場所を設置する際、施設の出入口付近や利用者が多く集まる場所、近隣に住宅がある場所には設置しません。

○ 主催者は、喫煙場所を設置する際、たばこの煙の排出先について周辺の通行量や近隣の住宅の有無など状況を勘案して受動喫煙が生じない場所に設置してください。

2 大会等の開催においてスポーツ団体として対応してください。

- ① 喫煙場所について事前確認

ア) 喫煙してはいけない場所に喫煙するための器具・設備が設置されていないこと。

イ) 望まない受動喫煙を生じさせないよう喫煙場所の設置が配慮されていること。

ウ) 屋外の喫煙場所の場合、わかりやすい場所に喫煙可能な標識が掲出されていること。

※敷地内に禁煙の表示、喫煙できる場所の標識があるか確認してください。

- ② 大会期間中の参加者・保護者・観覧者への注意喚起

ア) 少年・学童大会等、未成年者が参加する大会では、指定場所以外での喫煙を控えること。

イ) 衣服についたタバコの臭いにも有害物質が存在し、「残留受動喫煙」の被害をもたらすことを理解すること。

ウ) 子ども、妊婦、乳児などの試合来場者が受動喫煙の被害を受けることがないように注意すること。

エ) 喫煙場所以外で喫煙者を発見した際は、喫煙者へ注意をすること。

オ) 大会中の啓発活動として、受動喫煙防止への協力についてアナウンスを流すこと。

カ) 監督会議等で、役職員・審判員・大会参加者（観客・保護者等）に向けて受動喫煙防止について周知すること。